

第 3 期青森市子ども・子育て支援事業計画について

1 概要

- 市町村は、子ども・子育て支援法（第 6 1 条第 1 項）に基づき、国が示す基本指針^(※)に即して、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられている

(※)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

- 本市では、同法（第 7 2 条第 1 項）に基づき設置している「青森市子ども・子育て会議」からの意見聴取を踏まえ、令和 7 年 3 月に「第 3 期青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定した（計画期間：R7. 4. 1～R12. 3. 31）（令和 7 年 3 月 2 4 日付け市長決裁）
- 本計画には、保育所や認定こども園などの「教育・保育の量の見込と供給量」、及び子育て家庭等を対象とした 1 8 種類の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保」を定めている

2 国の基本指針の改正とその対応

- 令和 8 年度からこども誰でも通園制度が「乳児等のための支援給付」（給付制度）となることに伴い、国が示す基本指針が改正され、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」が本計画に記載すべき必須事項として位置付けられた
- 当該事項を定めるにあたり、国は、本計画の変更によらず、当該事項のみを計画として策定する代替措置（代用計画の策定）によることも可能としており、その際、子ども・子育て会議での意見聴取を行うことを求めている

3 本市の対応

- 2 を踏まえ、代替措置として代用計画を策定することとし、その内容は、国の例示と同様に以下のとおりとする（青森市子ども・子育て会議で意見聴取を行う）

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容】

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する
- 幼稚園における満 3 歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する